

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人事業税：義（地方税 11）
② 上記以外の税目		個人事業税：外	
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【 <u>単独</u> ・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。			
《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12			
5	担当部局		厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：平成 29～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、必要ときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。（医療法第 1 条の 3） 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による)
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	① 適用数	令和11年度 119,764 件／年 令和10年度 120,929 件／年 令和9年度 122,108 件／年 令和8年度 123,300 件／年 令和7年度 124,506 件／年 令和6年度 125,726 件／年 令和5年度 126,960 件／年 令和4年度 131,764 件／年 令和3年度 130,002 件／年 令和2年度 122,188 件／年 令和元年度 134,315 件／年 平成30年度 135,189 件／年 平成29年度 135,036 件／年 ※医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計 ※令和5年以降は平成29年～令和4年のそれぞれの値からFORECAST. LINEAR関数による推計
		② 適用額	令和11年度 課税標準額 2,678,306 百万円 (個人事業税 972,284 百万円) (法人事業税 1,706,022 百万円) 令和10年度 課税標準額 2,589,641 百万円 (個人事業税 995,063 百万円) (法人事業税 1,594,578 百万円) 令和9年度 課税標準額 2,500,976 百万円 (個人事業税 1,017,842 百万円) (法人事業税 1,483,134 百万円) 令和8年度 課税標準額 2,412,311 百万円 (個人事業税 1,040,621 百万円) (法人事業税 1,371,690 百万円) 令和7年度 課税標準額 2,323,646 百万円 (個人事業税 1,063,400 百万円) (法人事業税 1,260,246 百万円) 令和6年度 課税標準額 2,234,981 百万円 (個人事業税 1,086,179 百万円) (法人事業税 1,148,801 百万円) 令和5年度 課税標準額 2,146,316 百万円 (個人事業税 1,108,958 百万円) (法人事業税 1,037,357 百万円) 令和4年度 課税標準額 2,370,765 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円) 令和3年度 課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円)

			令和2年度 課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和元年度 課税標準額 1,734,126 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (令和2～4年度:第 213 国会提出、令和元年度:第 211 国会提出、平 成 30 年度:第 208 回国会提出、平成 29 年度:第 201 回国会提出)参 照 ※令和 5 年以降は平成 29 年～令和4年のそれぞれの値からFORE CAST. LINEAR関数による推計
	③ 減収額		※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和 11 年度 2,678,306 百万円 × 4.6% = 123,202 百万円 (個人事業税 972,284 百万円 × 4.6% = 44,725 百万円) (法人事業税 1,706,022 百万円 × 4.6% = 78,477 百万円) 令和 10 年度 2,589,641 百万円 × 4.6% = 119,123 百万円 (個人事業税 995,063 百万円 × 4.6% = 45,773 百万円) (法人事業税 1,594,578 百万円 × 4.6% = 73,351 百万円) 令和9年度 2,500,976 百万円 × 4.6% = 115,045 百万円 (個人事業税 1,017,842 百万円 × 4.6% = 46,821 百万円) (法人事業税 1,483,134 百万円 × 4.6% = 68,224 百万円) 令和8年度 2,412,311 百万円 × 4.6% = 110,966 百万円 (個人事業税 1,040,621 百万円 × 4.6% = 47,869 百万円) (法人事業税 1,371,690 百万円 × 4.6% = 63,098 百万円) 令和 7 年度 2,323,646 百万円 × 4.6% = 106,888 百万円 (個人事業税 1,063,400 百万円 × 4.6% = 48,916 百万円) (法人事業税 1,260,246 百万円 × 4.6% = 57,971 百万円) 令和6年度 2,234,981 百万円 × 4.6% = 102,809 百万円 (個人事業税 1,086,179 百万円 × 4.6% = 49,964 百万円) (法人事業税 1,148,801 百万円 × 4.6% = 52,845 百万円) 令和5年度 2,146,316 百万円 × 4.6% = 98,731 百万円 (個人事業税 1,108,958 百万円 × 4.6% = 51,012 百万円) (法人事業税 1,037,357 百万円 × 4.6% = 47,718 百万円) 令和4年度 2,370,765 百万円 × 4.6% = 109,055 百万円 (個人事業税 1,213,841 百万円 × 4.6% = 55,837 百万円) (法人事業税 1,156,924 百万円 × 4.6% = 53,219 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円 × 4.6% = 81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円 × 4.6% = 48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円 × 4.6% = 32,637 百万円) 令和2年度 1,646,997 百万円 × 4.6% = 75,762 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円 × 4.6% = 53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円 × 4.6% = 21,824 百万円) 令和元年度 1,734,126 百万円 × 4.6% = 79,770 百万円

			(個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 537,710 百万円×4.6%=24,735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円×4.6%=21,472 百万円)																																				
	④	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 29 年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table><tr><td></td><td>29</td><td>30</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>178,492</td><td>179,090</td><td>179,416</td><td>178,724</td><td>180,396</td></tr><tr><td></td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>181,093</td><td>181,158</td><td>181,622</td><td>182,086</td><td>182,549</td></tr><tr><td></td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td></td><td></td></tr><tr><td>医療機関数</td><td>183,013</td><td>183,477</td><td>183,941</td><td></td><td></td></tr></table> ※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) ※令和 5 年以降は平成 29 年～令和4年のそれぞれの値からFOR ECAST. LINEAR関数による推計		29	30	1	2	3	医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396		4	5	6	7	8	医療機関数	181,093	181,158	181,622	182,086	182,549		9	10	11			医療機関数	183,013	183,477	183,941		
	29	30	1	2	3																																		
医療機関数	178,492	179,090	179,416	178,724	180,396																																		
	4	5	6	7	8																																		
医療機関数	181,093	181,158	181,622	182,086	182,549																																		
	9	10	11																																				
医療機関数	183,013	183,477	183,941																																				
	⑤	税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。なお、平成 29 年度以降、一定数の医療機関数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。																																				
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による下支えが必要である。																																				
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。																																				
		③ 地方公共団体が協力する相当性	－																																				
12	有識者の見解		－																																				

13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	令和 5 年 8 月(厚労 03)
----	------------------------	-------------------